

市・県民税の申告 確定申告はお早めに

2月17日(月)～3月16日(月)

問合せ

市・県民税…課税課 ☎ 983・2626

確定申告…三島税務署 ☎ 987・6711

※国税庁ホームページもご覧ください

市・県民税の申告と確定申告

●市・県民税の申告が必要な人

- 令和2年1月1日に三島市に住所があり、次の事項に該当する人
- ※確定申告をする人や給与所得だけで年末調整の済んだ人は、市・県民税の申告は不要です。
- ▼市・県民税の申告書が送られてきた人
- ▼令和元年中に収入のあった人
- ▼課税(所得) 証明書などが必要な人
- ▼国民健康保険に加入している人
- ▼公的年金収入の金額が400万円以下で次に該当する人

●申告に必要なもの

- 市・県民税申告書、確定申告のお知らせはがき(市役所や税務署から送られてきた人のみ)
 - 認印・金融機関の預貯金口座のわかるもの(申告者本人名義のもの)
 - 収入や必要経費などを集計した書類(源泉徴収票、収支内訳書、青色申告決算書など)
 - 所得控除などの証明書類(社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金、医療費の通知書や明細書など)
 - ※社会保険料控除の対象となる介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民健康保険税の支払額の証明書は1月17日(金)ごろに発送予定です。
 - ※医療費控除またはセルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けられる方は明細書の作成が必要となります。
- ：「公的年金等の源泉徴収票」に記載のある控除以外の各種控除(医療費、生命保険など)の追加をする
- ：公的年金に係る雑所得以外に、20万円以下の所得(事業所得、不動産所得、一時所得など)がある
- ※ただし、個人の状況により当てはまらない場合があります。

CHECK!

郵送で市・県民税の申告書を提出する前に

- 印は押しましたか?
- 氏名は漢字で書きましたか?
- 添付書類を封筒に入れましたか?
- 収入がなかった場合は、裏面も記入しましたか?

よくある間違いを確認してね

確定申告

(所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税)

とき	2月17日(月)～3月16日(月)の平日 午前9時～午後5時(午後4時まで受付)
ところ	三島商工会議所 1階TMOホール ※駐車場は有料です。なるべく公共交通機関をご利用ください。(市営中央駐車場をご利用の場合でも無料にはなりません。) ※三島税務署内には確定申告会場を設けていません。

市・県民税の申告

とき	2月17日(月)～2月25日(火)の平日	2月26日(水)～2月28日(金)	3月2日(月)～3月16日(月)の平日※1
	午前9時～午後5時(午後4時までにお越しください。)		
ところ	北上文化プラザ2階 研修室4 ※敷地内南側駐車場をご利用ください。	中郷文化プラザ1階 展示コーナー ※敷地内駐車場をご利用ください。	三島市民活動センター4階 第3会議室 ※本町タワーの駐車場は有料です。 ※市営中央駐車場をご利用の際は、受付で駐車券を提示してください。
	※1…11日(水)午前中のみ申告会場が使用できないため、三島市役所課税課で受け付けを実施 ・市役所、三島商工会議所では市・県民税の申告の受け付けを行いません。(3月11日(水)午前中を除く) ・市役所から申告書が届いた場合は、同封の返信用封筒による郵送提出も可能です。		

三島税務署からのお知らせ

☎ 987・6711

税理士による無料税務相談

時 2月17日(月)～2月28日(金)の平日

午前9時～正午、午後1時～3時30分

場 三島商工会議所 1階 TMO ホール

住宅借入金等特別控除説明会

時 2月12日(水)▶伊豆市在住の人

13日(木)▶函南町および三島市中郷地区・錦田地区の人

14日(金)▶それ以外の人

午前9時～11時、午後1時30分～3時30分

場 三島商工会議所 1階 TMO ホール

個人事業者の方へ

個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告は、3月31日(火)が申告・納付の期限となっています。

申告書は国税庁ホームページから

「確定申告書等作成コーナー」から計算誤りのない申告書を作成できます。作成後は印刷して郵送、またはe-Taxを利用して送信することができます。



- このほか控除の適用に必要な書類(配偶者の所得を証明するもの、障害者手帳、学生証など)
- 昨年の申告書の控え(確定申告書、収支内訳書、決算書の控えなど)
- マイナンバーカードまたは番号確認書類(通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写しなど)
- 本人確認書類(運転免許証、パスポート、在留カード、公的医療保険の被保険者証など1点)
- ※マイナンバーカード持参の場合、本人確認書類は不要です。

●申告関係の注意点

▼ふるさと納税ワンストップ特例を利用した人が申告をする場合、特

そのほか税金関係のお知らせ

例の適用が外れるため、申告に寄附金額をすべて含めてください。平成16年1月2日以降生まれの年少扶養親族がいる人やふるさと納税をした人が確定申告する場合、必ず申告書第二表「住民税に関する事項」へ記載してください。記載がない場合、市・県民税の算出に含めることができません。

●上場株式等に係る譲渡所得等・配当所得等の住民税課税方式の選択

本所得に関して、住民税の申告不

納期をお忘れなく



要制度を選択する際には別途様式の提出が必要になります。詳細は、三島市ホームページをご覧ください。

●納期限 1月31日(金)

▼後期高齢者医療保険料第6期

●納期限 2月5日(水)

▼市・県民税第4期

▼国民健康保険税第7期

▼介護保険料第7期

●市税の納付はキャッシュレスで！

市税の納付がスマートフォンを使って、いつでもどこでも納付できます。

▼納付できる税目：市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

▼納付の種類：①「モバイルレジ」インターネットバンキングまたはクレジットカードによる納付

②「LINE Pay」による納付

▼納付方法：左記のホームページを参照いただくか市税収納課

☎ 983・2628



モバイルレジ



LINE Pay

●問合せ

▼後期高齢者医療保険料全般

：保険年金課 ☎ 983・2710

▼市・県民税、国民健康保険税

：課税課 ☎ 983・2626

市税の納付について

：市税収納課 ☎ 983・2629

▼介護保険料全般

：介護保険課 ☎ 983・2607